

潟上市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

開催日時	令和5年10月17日（火） 午後2時7分～午後3時32分
場 所	潟上市役所 3階 災害対策本部室
案 件	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 審査会の位置付け及び所掌事務について (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について (4) 個人情報の保護に関する法律施行条例等制定の考え方について (5) その他
出席者	(会議構成員) 池村 好道 委員、寺沢 修平 委員 (会議構成員以外の出席者) 副市長 鎌田 雅人、総務部長 千葉 秀樹、総務課長 古仲 淳 ほか職員3名
欠席者	鈴木 義也 委員
記録者	総務部総務課行政情報班

<次第及び会議結果概要>

1 開 会

出席委員は2名で、会議は成立となった。また、市長が公務により不在のため、副市長がこの会議において市長の職務を代理することが告げられた。

2 市長あいさつ

市長が公務により不在のため、副市長が代読した。

3 案 件

(1) 会長及び副会長の選出について

副市長が議長を務め、委員の互選により、会長には池村委員が、副会長には寺沢委員が選出された。

(2) 審査会の位置付け及び所掌事務について

本年3月に行われた審査会設置条例の改正を踏まえ、事務局から説明があり、委員から所掌事務の内容に関する質問があった。

(3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

両制度における令和4年度の請求実績を主として運用状況について事務局から報告があり、委員から個別の案件を取り上げて、制度運用の詳細についての質問と助言があった。

(4) 個人情報の保護に関する法律施行条例等制定の考え方について

本年3月に制定された同条例についての考え方について事務局から説明があり、委員から規定の趣旨確認や資料中の表現等についての助言があった。

(5) その他

特になし

4 閉 会

会議録は事務局が作成し、池村会長の確認を経て確定することとなった。

<会議内容>

◆ 開会

事務局：出席委員は2名で、審査会設置条例第5条第3項に規定する委員の過半数の出席を満たしており、本日の会議は成立する。

鈴木市長が別の公務により不在のため、鎌田副市長がこの会議における市長の職務を代理する。

◆ 市長あいさつ

鎌田副市長：市長から預かった挨拶文を代読させていただく。

委員の皆様には、御多用中にもかかわらず出席を賜り、心より感謝申し上げます。また、この度の委員の委嘱については、皆様快くお引き受けくださったことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

この審査会は、これまで主に審査請求があった場合に開催するものとして運用しており、ここ数年は、開催する機会がなかったが、本年4月1日からは、個人情報保護制度が見直され、全ての地方公共団体に「個人情報の保護に関する法律」が適用されることとなり、本市においても、昨年度末までに「潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例」をはじめ、関係規程や実務マニュアル等の整備を行ったところである。

本日の会議では、同条例等の制定の考え方についての説明を中心としながら、情報公開制度も含めた、本市における現在の制度運用に関する報告をさせていただく。ぜひ忌憚のない御意見、御助言を賜るようお願い申し上げます。

昨今のデジタル社会の進展に伴い、今後ますます個人情報の利用が拡大していくものと予想されるが、市民の大切な個人情報を預かる立場として、その適正な取扱いを確保するために、この審査会が第三者機関として大変重要な役割を果たすものと期待している。

皆様には、引き続き、本市の情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用のために、一層の力添えを賜るよう改めてお願い申し上げ、挨拶とする。

【千葉総務部長が委員と事務局職員を紹介】

事務局：会長及び副会長が選出されるまでの間、会議の議長は、鎌田副市長にお願いする。

鎌田副市長（議長）：しばらくの間、議長を務めさせていただく。

はじめに、会議の公開について諮る。審査会設置条例第12条では「審査会の行う情報公開条例、個人情報保護法及び議会個人情報保護条例の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない」と規定されている。

本日の予定案件は、いずれも審査請求に関する諮問ではないものと認められるため、会議を公開することとしたいと考えるがいかがか。

出席委員全員：異議なし。

鎌田副市長（議長）：それでは、会議は公開するものとして取り扱うこととする。

◆ 案件(1)会長及び副会長の選出について

鎌田副市長（議長）：事務局から説明をお願いします。

古仲総務課長：＜資料1に基づき説明＞

鎌田副市長（議長）：ただいまの説明を受け、会長及び副会長の選出について、どういった取扱いをすべきか。意見がある方は、発言をお願いします。

池村委員：欠席されている委員もいることから、事務局の方で何か考えがあれば伺いたい。

鎌田副市長（議長）：事務局の考えを伺う。

古仲総務課長：事務局としては、これまでの委員歴等を踏まえ、会長は池村委員に、副会長は本日出席いただいている寺沢委員にお願いしたいと考える。

鎌田副市長（議長）：事務局から推薦があったとおり、会長を池村委員、副会長を寺沢委員とすることでよろしいか。

池村委員：承る。

寺沢委員：承る。

鎌田副市長（議長）：それでは、会長には池村委員、副会長には寺沢委員ということで決定する。ここからの進行は、議長である会長をお願いします。

【鎌田副市長は公務のため退席】

◆ 案件(2)審査会の位置付け及び所掌事務について

池村会長（議長）：事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料2に基づき説明＞

池村会長（議長）：資料2の「改正後の表」の所掌事務のうち、「(2) 個人情報の保護制度の適正な運用について意見を述べること」と「(3) 情報公開制度の運用に関する重要な事項について意見を述べること」の部分について、これらの表現、書きぶりからすると、建議の場合のみ、すなわち審査会がイニシアティブをもって議論し、必要があれば意見を述べる場合のみが規定されているように見受けられるが、実質的には諮問に基づく場合についても含まれるという解釈でよろしいか。

古仲総務課長：御指摘のとおりである。

池村会長（議長）：「改正前の表」の所掌事務においては、(3)に「諮問に応じ」ということが明記され

ていたため、念のため確認させていただいた。個人情報保護制度においても、情報公開制度においても、諮問による場合と建議による場合の両方が含まれるものと理解した。

実際には、国の共通ルールでは、「(2) 個人情報の保護制度の適正な運用について意見を述べること」については、任意のものである。本市はその点、丁寧に対応しようとしているということで、評価に値するのではないかと考える。

◆ 案件(3)情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

池村会長（議長）：事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料3-1及び資料3-2に基づき説明＞

池村会長（議長）：制度の運用状況について、個別の事例の内容がどういったものであったかも含めて報告をいただき、意見交換をすることは大切である。

他の自治体の制度運用においては、理由付記が十分な形で行われていない場合がある。その点、制度を所管する総務課には、各所管課がどういった対応を行っているかについて目を配っていただきたい。

例えば、情報公開制度においては、資料3-1の2ページ、受付番号2の案件では、①から⑤までの内容の請求があり、そのうちの①から④までが不開示、⑤のみが開示ということで、部分開示決定がなされたものと見受けられる。ところが、不開示理由に着目すると、②から④にあっては「不存在」であるのに対し、①にあっては「公文書に該当しないため」とされており、それぞれ不開示理由が異なっている。こういった場合にどのように理由を付記しているかという議論である。

理由を付記する場合には、事実上の根拠と法令上の根拠を示す必要がある。すなわち、事実がどのようなものであり、そこにどういった法規を適用したかが示されていないが、このことが適切な形で行われているかということである。

先述の案件の不開示部分①についてであれば、法令上の根拠としては、「情報公開条例第2条第2号の公文書に該当しないため」と示す必要があるとともに、事実上の根拠としては、「既に公表済みであり、請求された内容は何々を参照すれば確認できるため」といった説明がなされていないといけない。要するに、相手方にきちんと伝わるように運用されているか。この点をチェックすることが総務課の役割であるが、これまで何か内部で議論したり、課題が生じたりしたことはなかったか。

事務局：御指摘の理由付記については、規則で定める様式の中で、不開示情報を規定する情報公開条例第7条の第何号に該当するかを記載する欄を設けており、法令上の根拠については、ここで示すこととなっている。

また、事実上の根拠については、法令上の根拠を示した欄の下部分に具体的に記載する形式としているが、この部分の書き方を、どれだけ請求者の方に分かりやすく、伝わりやすいように書くかということについては、会長の御指摘のとおり、総務課として、今後も留意していきたいと考える。

池村会長（議長）：実際には、例えば、個人に関する情報に該当する部分を不開示とする部分開示決定を行う際、黒塗り部分を見ればおのずと分かるものとして、公文書の中の不開示部分の具体的な箇所を請求者に示さないばかりか、法令上の根拠を示す際に「非開示事由の何号に該当する」とした上で、その理由の欄にも「個人情報に該当するため」と記載するなど、同じ内容の繰り返しをもって理由付記としてしまうような例もしばしば見受けられる。総務課には、こうした点に目配りをしていただくと、良い制度

運用ができるものとする。

寺沢委員：令和4年度の処理案件のうち、請求者から決定内容について説明を求められたり問合せがあったりしたことはあったか。また、受付番号2の案件についてはどうであったか。

古仲総務課長：各所管課の状況については把握していないが、総務課に対する問合せ等はなかった。

事務局：受付番号2の案件に関しては、当時所管課で担当していたが、特に請求者からの問合せ等はなかった。

寺沢委員：こういった属性の方が請求したのかは不明であるが、制度に詳しい方であれば一見して理解できたとしても、一般の方であれば、なぜ公文書に該当しないのかと疑問をもつことが考えられる。会長の御指摘のとおり、「こういった事実があるからこの規定が適用される」などといった細やかな説明があれば、請求者側にとっては利便性があるものといえる。

池村会長（議長）：窓口対応において、請求者が何を請求したいのかが曖昧で特定されていないときに、聞き取りをする場合の難しさがあって、行政側が判断した範囲と、請求者が想定していた範囲が異なっていた際には、争い事に発展するといったことがよくある。

寺沢委員からの御指摘もあったが、一般論として、最初に書面で十分な説明を行えば、それによって、行き違いが生じやすい窓口対応をまずは避けることができるという利点がある。こうした意識で所管課が対応できているかという観点で制度運用を振り返っていただくと良いと思われる。

個人情報開示請求の方の受付番号1の案件については、部分開示決定とされているが、「不開示部分の内容」欄にある「介護保険申請書の調査日の同席者氏名、本人との関係及び電話番号」の部分が「開示請求者以外の個人に関する情報」であることを理由として不開示となっている。このケースでは、最終的にこういった内容が開示されたことになるのか。

【個人情報開示請求の受付番号1の案件の関連資料を池村会長及び寺沢委員が確認】

池村会長（議長）：当該案件の開示部分・不開示部分について確認した。

資料を作成する際、部分開示であった案件については、何を開示して、何を開示しなかったのかが分かるようなつくりになっていると、より見やすくなるものと思料する。

日本における個人情報保護に係る法制度は、「プライバシー型」ではなく、個人が識別されないよう非常に広範囲で秘匿しようとするものとなっている。また、判例においても、一般人基準説ではなく特定人基準説を採用しており、例えば、身内やよく知っている人が筆跡を見て特定できる場合には、個人が識別される情報とされるため、こういったことを前提とすると、開示・不開示の判断については、かなり気を遣わなければならない。

◆ 案件(4)個人情報の保護に関する法律施行条例等制定の考え方について

池村会長（議長）：事務局から説明をお願いします。

事務局：＜資料4に基づき説明＞

池村会長（議長）：手数料について、改正法では、「地方公共団体の機関に対して個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内で手数料を納めなければならない」と規定されているが、この場合の手数料が開示請求手数料を指すのか、開示実施手数料を指すのかが判然としない。

一方、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、「開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない」とされており、表現としては、こちらの方が適切であるように思われる。

本市の条例の規定自体については妥当であると考えているが、改正法の規定そのものがあまり適切な表現ではないのではないかと感じるため、事務局で調査研究し、何か判明したら知らせていただきたい。

また、新条例の考え方の（４）開示請求書の記載事項の中で、「新条例においても、引き続き実務上必要な事項の記載を開示請求者に求めることができるよう、開示請求書に規則で定める事項を記載することができることとした」とあるが、「記載することを求めることができることとした」という表現が適切ではないかと思われるが、趣旨としてはどうか。

古仲総務課長：御指摘のとおりである。

池村会長（議長）：それではそのように理解する。

また、新条例で規定しない事項の（１）開示決定等の期限の中で、訂正請求や利用停止請求の決定期限を30日に合わせることは差し支えないと考える。しかしながら、開示決定の場合において、これまで14日であったものを法律に合わせて30日とする理由付けとして、「より慎重に行う観点から」とすることは、これまでの運用が慎重ではなかったという誤解を招きかねない表現であるため、「請求者の便宜と行政運営上の必要な日数を考慮した結果として」などの書きぶりにした方が望ましいと考える。これまでも14日で十分慎重に行ってこられているはずであるので、対外的に説明をする際には、ぜひ誤解を生じさせないような表現を心がけていただきたい。

それから、議会の新条例については、実際に全体を拝見してはいないが、基本的には法律と同様の内容であるか。

事務局：御指摘のとおりである。

池村会長（議長）：承知した。本案件に関し、全体として私は特に異論はない。よく作られているという感想である。

寺沢委員：同じく、よく作られていると感じる。

◆ 案件(5)その他

特になし

◆ 閉会

池村会長（議長）：本日の会議録は、事務局に作成していただき、本職として確認した上で確定させていただくことによろしいか。

寺沢委員：異議なし。

池村会長（議長）：それではそのように取り扱わせていただく。以上をもって、会議を閉じる。

（終了：午後 3 時32分）